

【表紙】
【提出書類】 変更報告書No.1
【根拠条文】 法第27条の25第1項
【提出先】 関東財務局長
【氏名又は名称】 瀧澤 信也
【住所又は本店所在地】 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号虎ノ門タワーズオフィス17階
【報告義務発生日】 令和8年5月1日
【提出日】 令和8年5月13日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1
【提出形態】 その他
【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上増加したこと

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ビザスク
証券コード	4490
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所（グロース市場）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（1）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（ケイマン諸島法人）
氏名又は名称	アイエックスジーエス・インク（IXGS, Inc.）
住所又は本店所在地	英領ケイマン諸島 KY 1-9008、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、190 エルジン・アベニュー
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	令和元年11月14日
代表者氏名	ダグラス・R・ストリンガー（Douglas R. Stringer）
代表者役職	ダイレクター（Director）
事業内容	投資事業組合財産の運用及び管理

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社アドバンテッジパートナーズ 永露 英郎
電話番号	03-5425-8842

（2）【保有目的】

純投資

（3）【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等(株・口)			2,300,258	
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A	-	H 503,400	O
新株予約権付社債券(株)	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計(株・口)	V	W	X 2,803,658	Y
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の 数	AA			
保有株券等の数(総数) (V+W+X+Y-Z-AA)	AB			2,803,658
株券、株券預託証券及び株券信託受益 証券のうち保有潜在株券等の数に加算 すべきものの数	AC			2,225,258
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N +O+P+Q+R+S+T+U+AC)				2,728,658

(注) 上記「保有株券等の数(総数)」は、A種種類株式(無議決権株式)75,000株と引換えに交付される議決権のある株式を含んだ株券等の数です。

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和7年10月15日現在)	AD	9,350,317
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の 数	AE	2,728,658
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡 請求権等の権利が存在するものとして控除 する潜在株券等の数	AF	
上記提出者の株券等保有割合(%) (AB/(AD+AE-AF)×100)		23.21

直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）	6.05
------------------------	------

（注）上記「株券等保有割合（％）」は、A種類株式（無議決権株式）75,000株と引換えに交付される議決権のある株式を含んだ株券等の数に対する割合です。

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、IXGS Investment IV, L.P.（以下「IXGS」といいます。）のジェネラルパートナーとして保有しております。提出者は、発行者との間で、株式会社ビザスクA種類株式（株式数75,000株。以下「本種類株式」といいます。）及び株式会社ビザスク第14回新株予約権（目的となる株式数503,400株（報告義務発生日時点）。以下「本新株予約権」といい、本種類株式及び本新株予約権を併せて「本証券」といいます。）に係る引受契約（以下「本引受契約」といいます。）を締結しており、以下の合意をしております。

（譲渡制限）

IXGSは、発行者の取締役会の決議による承認なく、本証券を譲渡することができないことを合意しております。

（金銭対価取得請求及び取得条項の条件）

本種類株式につき、本種類株式の発行要項の規定にかかわらず、IXGSは、(i)特定のローン契約に基づく借入金が全て弁済されるまでの間、本引受契約に定める一定の場合を除き、当該契約のレンダーが事前に書面により承諾しない限り、本種類株式に係る金銭を対価とする取得請求権（以下「本種類株式金銭対価取得請求権」といいます。）を行使することができないこと及び(ii)本引受契約に定める一定の場合を除き、2021年11月1日からその5年後の応当日までの間は、本種類株式金銭対価取得請求権を行使することはできないこと、並びに 発行者は、2021年11月1日からその5年6か月後の応当日までの間、本種類株式に係る金銭を対価とする取得条項に基づく本種類株式の取得を行うことはできないことを合意しております。

（優先引受権）

発行者は、2021年11月1日から6年後の応当日又はIXGSが発行会社の株式等を保有しなくなった日のいずれか早い日までの間、第三者に対して、資金調達のみを目的として、株式等の発行等をしようとする場合、IXGSに対して、当該株式等の全部又は一部について引き受ける意向の有無を確認する（但し、IXGSが発行者に対して当該通知を要しない旨を通知した場合は、この限りではない）ものとする旨及びIXGSが当該株式等の全部又は一部について引き受ける意向を発行者に対し通知した場合、発行者は、IXGSとの間で、IXGSに対して当該株式等を発行等することについて誠実に協議することを合意しております。

（本新株予約権の行使制限）

本新株予約権の行使期間中に、IXGSにより本種類株式金銭対価取得請求権の全部又は一部が行使された場合には、IXGSは、当該時点以降、本新株予約権を一切行使できず、本新株予約権の全てを放棄することを合意しております。

（７）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（AG）（千円）	
借入金額計（AH）（千円）	
その他金額計（AI）（千円）	7,565,945
上記（AI）の内訳	提出者がジェネラルパートナーを務めるIXGS Investment IV, L.P.への出資金
取得資金合計（千円）（AG+AH+AI）	7,565,945

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）
該当事項なし					

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地
該当事項なし		